



令和6年10月2日
中部地方整備局
木曽川下流河川事務所

木曽三川下流部における不法係留船対策に係る 計画（第3次）（素案）に対する意見募集について

木曽川下流河川事務所の管内には不法係留船が多数散在し、さまざまな河川管理上の支障を引き起こしていたため、平成23年度に不法係留船対策に係る計画を策定、引き続いて平成29年度に第2次計画を策定してきました。

この2次計画は対策期間を2年間延長し、令和6年度末を期限として対策を講じてきましたが、依然として不法係留船が相当数散在しているため、今回新たに第3次計画を策定し、計画的かつ段階的に不法係留船対策を実施いたします。

つきましては、策定にあたり、計画の素案について意見を募集いたします。

1. 募集期間 令和6年10月2日（水）～ 令和6年11月5日（火）
2. 募集要領 木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第3次）に対する意見募集について＜意見募集要領＞（別紙）
3. 配布先 中部地方整備局記者クラブ、桑名市政記者クラブ、大垣市政経済記者クラブ

（問合せ先）

中部地方整備局 木曽川下流河川事務所

副所長 森下 哲也 占用調整管理官 西堀 正

T E L 0594-24-5718 F A X 0594-24-5725

「木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画(第3次)」
に対する意見募集について <意見募集要領>

木曽川下流河川事務所の管内には不法係留船が多数散在し、さまざまな河川管理上の支障を引き起こしていたため、計画的な不法係留船対策を講じる必要があると考え、木曽三川下流部船舶対策協議会を設置し、平成23年度に不法係留船対策に係る計画を策定、引き続いて平成29年度に第2次計画を策定してきました。

この2次計画は対策期間を2年間延長し、令和6年度末を期限として対策を講じてきましたが、依然として不法係留船が相当数散在しているため、今回新たに第3次計画を策定し、計画的かつ段階的に不法係留船対策を実施いたします。

つきましては、策定にあたり、計画の素案について意見を募集いたします。

◆意見募集の期間

令和6年10月2日(水)～ 令和6年11月5日(火)

◆意見募集の対象

木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画(第3次)【素案】

◆資料の入手方法

木曽川下流河川事務所ホームページ (10/2 14:00 より掲載予定)
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/oshirase/241002.html>

◆意見の提出方法

木曽川下流河川事務所ホームページよりダウンロードした意見提出様式にご意見を日本語で記入の上、以下のいずれかの方法で提出してください。(いずれも、提出期限日までに必着)

1. 電子メール

メールアドレス cbr-karyu_senyo@mlit.go.jp

宛先 木曽三川下流部船舶対策協議会事務局
パブリックコメント担当 宛

題名 「木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画(第3次)
への意見」として、意見提出様式をご提出ください。

2. 郵送

住所 〒511-0002 桑名市大字福島465

宛先 国土交通省木曽川下流河川事務所内
木曽三川下流部船舶対策協議会事務局
パブリックコメント担当 宛

◆注意事項

1. 提出されたご意見については、個人が特定される情報を除き、全て公開される可能性があることを予めご承知置きください。
ただし、ご意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人、法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
2. 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、本とりまとめに対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
3. ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見は対応致しかねますので、予めご承知置きください。
4. 皆様からいただいたご意見に対し個別にお答えすることはできませんので、予めご承知置きください。
5. 期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容等については無効といたします。